

役員手当て・謝礼支出に関する基準

- ・連合活動において講演、講習会等を開催する場合、当該活動の責任者の裁量で、講師、説教者等に対する謝礼を支出することができる。謝礼金の基準は下表の通りとする。
- ・連合役員4役(会長・副会長・会計・書記)については、年間役務従事への感謝として、下表手当てを支出する。
- ・交通費については、必要があれば実費を支給する。

No.	役員手当て・謝礼支出の対象	謝礼基準
1	バプテスト連盟関係者以外の者を、連合が主催する活動の講演等の目的で招く場合	3万円以下
2	日本バプテスト連盟関係者を連合が主催する活動の講演等の目的で招く場合	2万円以下
3	連合が主催する活動の礼拝奉仕（説教および奏楽奉仕）	5千円以下
4	連合が主催する活動に伴うナースリー等、活動に参加できない奉仕を依頼する場合	5千円以下
5	連合が主催する活動において上記以外の奉仕を依頼する場合	原則無料
6	連合活動の会場として諸教会の全施設を借用する場合	1万円以下
7	連合活動の会場として諸教会の一部施設を借用する場合	5千円以下
8	連合が礼拝、礼典のために奉仕者を派遣する場合の連合補助	1万円以下
9	9ヶ月以上役務に就いた連合役員4役の年間役員手当て	1万円以下(年額)

(注)

- ・先方が職務として派遣されて来る場合で、旅費等が手当されている場合は支出しない。
- ・特殊な講師等の謝礼については、協議の上、上記基準を外れることは差し支えないものとする。